

生 徒 心 得

よりよい学校生活を送るため、生徒心得をはじめとして、諸規定、生徒会の申し合わせ事項等は確実に守ること。

登下校のきまり

1. 正しく美しい服装で登校しよう。

- (1) 定められた服装規定にしたがって標準服を正しく着用して登校すること。
- (2) 休暇中に登校する場合や一旦帰宅し再び登校する場合も必ず標準服を着用すること。
- (3) 何らかの理由で標準服の着用ができない場合には学級担任に申し出ること。

2. 品位ある通学態度を示そう。

- (1) 自転車通学を禁止する。(休日や休暇中の部活動や学習会・懇談への参加の場合も同様に禁止する。)
- (2) 足のけが等で自転車通学の必要が生じた場合には学級担任に申し出ること。
- (3) 登下校途中に寄り道したり、飲食店に立ち寄ったり、買い食いをしたりしないこと。
- (4) 右側通行を励行し、多勢が道路いっぱいになって歩かないこと。

学校生活のきまり

1. 基本的な生活習慣を身につけよう。

(1) 始業時間・下校時間を厳守すること。

- ・登校時間…8時より8時25分まで
- ・始業時刻…8時30分…遅刻チェック
- ・この時間に自分の教室に入室していない者は「欠席」または「遅刻」扱いとする。
- ・下校時間…4時までに下校すること。

(2) 遅刻・欠席の場合は、8時～8時30分までに保護者が学校(TEL 06-6976-0316～7)に連絡し、学年、組、氏名、遅刻・欠席の理由をはっきり伝えてもらうこと。

(3) 各時限の始業のチャイムで全員が着席して、学習の態勢を整えること。また、授業の始めと終わりのあいさつは確実に励行し真剣に学習に取り組むこと。

(4) 授業中や休憩時および昼食時に校外に出ることは禁止する。登校後に外出の必要が生じた場合には、学級担任に生徒手帳に記入してもらって外出し、帰校後すぐに学級担任に連絡すること。

(5) 何らかの理由で早退したい場合は、学級担任に連絡すること。また早退し帰宅したらすぐに必ず学校に保護者または本人が電話連絡すること。

2. さわやかな学校生活を創造しよう。

- (1) 全校集会をはじめとして、すべての集合・解散は静かに敏速に行うこと。
- (2) 学習に必要な物は忘れずに持ってくること。

(3) 学習に必要なでない物や不必要な金銭を学校に持ってこないこと。(例：マンガ，化粧品，雑誌類，ゲーム類，携帯電話，時計，アクセサリー等)

(4) 休憩時・昼食時・放課後など，校舎内外で危険な遊びや他の迷惑になる行為はしないこと。

(5) 校舎・校具は大切に使用し，破損したり汚したりしないようにすること。

3. その他

(1) 教室内に貴重品や私物類を置き残すことのないように注意し，教室の施錠は日直が確実に実行すること。

(2) 学級のボールの使用は昼休みのみ認める。学級のボールの貸し出しと使用は必ず許可を得ること。またバレーボールは絶対に蹴ってはならない。

(3) 昼食は給食（3学年）。

(4) 行事等の関係で昼食が必要な場合、昼食を買うための校外への外出は禁止。弁当を持ってくるかまたは買って持ってくること。(ゴミは持ち帰る)

(5) 昼食用でも缶やビン・ペットボトルにはいったジュース類を買って登校してはならない。

(6) 中学生らしい正しい言葉を使い，人の心を傷つけるような言動は絶対にしないこと。

(7) 定期テスト及び実力・課題テスト1週間前からテスト終了後まで職員室への入室は禁止する。

(8) 友人間で金銭の貸し借りや物品の売買は一切しないこと。

(9) 夏季のエアコン，扇風機，冬季のエアコン，ストーブを使用する場合は「使用のルール」を確実に守り，正しく使用すること。

校外生活のきまり

(1) 社会道徳を守り，他人に迷惑をおよぼすような言動は絶対に慎むこと。

(2) アルバイトは原則として禁止する。

その他のきまり

(1) 生徒手帳（在学証明書）は常に携行すること。もしも，破損したり紛失したりした場合は学級担任に申し出ること。

(2) 学生割引証の発行は学級担任に申し出ること。

(3) 学校から家庭への連絡事項は必ずその日のうちに確実に伝えること。

(4) 各種の提出物は指定された期日・期限を守り確実に提出すること。